

平成25年度第2回逗子市都市計画審議会会議概要

日時：平成26年1月24日（金）

9時30分～11時30分

場所：市役所5階 第7会議室

出席	星野芳久 会長	苦瀬博仁 会長職務代理者
	一ノ瀬友博 委員	鈴木伸治 委員
	近藤大輔 //	長島有里 //
	松本寛 //	岡本勇 //
	青木満雄 //	佐藤紘一 //
	臼井泉 //	佐藤英夫 //
	井畔瑞人 //	龍村峻 //

欠席 鈴木仁 委員

事務局 上石環境都市部長 森川環境都市部次長兼環境管理課長
環境管理課 米山副主幹 加藤主事
まちづくり課 西之原課長 青柳副主幹 三澤主任

傍聴者 なし

1 開会

- ・会議出席者数の報告・・・定数15名中14名で会議は成立
- ・関係所管職員紹介
- ・資料確認

2 諮問

- ・「景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準」について諮問

3 議題

(1) 景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準について

○まちづくり課より景観重要公共施設の整備方針及び占用許可基準について説明

<質疑応答>

・自然との調和に重きを置いた方針となっているが、他の市町などで都市景観との調和に重きを置いた方針としているものはあるか。また、他市の施設でも本市との境にあるもの、本市から目につくもの等について本市の基準を適用してもらうことはできるのか。

→国道134号に面している自治体については、基本的に自然景観との調和に重きを置いた方針となっている。近隣市町とも担当者間での連携は取っているが、他市町の施設については基本的にその施設が所在する自治体の基準が適用となる。市をまたぐ施設等については、景観法の中で規定はなく、個別に協議を行うということである。

・個別基準のなかで、区域3の田越川・池子川の橋梁の部分のみ、「自然やまちなみと調和を図るデザインとする」と書かれているが、区域1の海岸部分についてもデザインの言及があってもよいのではないかと。基準を作成していく過程の中で、デザインについても考えられていたのか。

また、施工業者側からすると色については細かな規定があるが、形態や位置についてはどんな形で行えばよいのか、分からないのではないかと。

→当初はデザインについても言及していく考えはあった。ただし、他法令での検証も必要であるため、今回の基準には盛り込まず、継続的検討課題とすることとなった。

形態や位置については、なるべく主張しない形で個別に協議をしていきたいと考えている。

・整備方針の中で、安全上または緊急上やむを得ないというようなものはこの限りでないとするが、イメージハンプなど、安全上視認性が求められる道路舗装を行う場合、フローのABCの中でどの段階で、どのような扱いをして、やむを得ないものという判断を行うのか。

また、色については規定をすることだが、ユニバーサルデザインについての議論はあったのか、またこれから行っていく予定であるのか。

→色については、彩度6以下という基準の中で、よく舗装に使用されている、十分視認性のある色が使用可能である。安全性・視認性を十分確保したうえで、この基準内に収まると考えている。

多くの人が使用しやすいデザインについては位置や高さなどを含めて検討していく必要があると考えているが、現段階ではそこまでの議論には至っていない。

・海の家看板等については年々派手になってきていると感じる。毎年作り変えられるものだから規制は必要ないというのではなく、毎年作り変えられるからこそきちんとした基準をもとに景観モデルとして使用できるようなものにしてほしいと感じるが、今回海の家に関して、検討したことや今後の方向性があれば聞かせてほしい。

→海の家看板等については、屋外広告物条例の中で指導をしているところである。海の家に関しては、今後も検討していく必要があるという認識はあるが、今回の整備方針では、まずはできる部分から指定していこうということで行っているため、ご理解いただきたい。

・現在の市の景観は何点くらいだと考えているか。またそれをワンランク上げていくのには何年くらいかかると考えているか。

→市としてはまだ景観への配慮が足りないと考えているが、人それぞれであるので一概に点数化することはできない。景観の向上に関しては、これから基準が適応されていくものであるため、10年、20年スパンで考えている。

・庁内で看板や道路などの施設整備を行う場合の景観に関する調整はどのように行われているのか。

→庁内については、景観に影響を及ぼす全ての公共施設整備について、あらかじめまちづくり課に相談するように文書で通知をし、急を要するもの以外のものについては相談をするようにしてもらっている。今後ともまちづくり課との事前協議をきちんとやっていくように、庁内に対しても周知をしたいと考えている。

・協議のフロー図の中で、地域住民の意見聴取がないが、運用上入れていくことが可能であるのか。

→地域に影響があるような施設については、この景観の協議に入る前段階の事業計画を立てる段階で当然地域住民への周知や意見聴取が行われ、住民参加が行われているはずである。今回のフローの中で意見聴取を行うのではなく、事業計画の早い段階、住民参加の過程で景観に関しての配慮事項を示していくことが今後必要であると考え。

・公共サインは地味な色合いであると、夜や天候の悪い日など分からなくなるのではないか。

→今回の基準の彩度6というのは、公共サインの下地の部分である。一方で、文字や情報の認識というのは、下地の色と文字の色の違いから生まれるため、明度、明るさの度合いが大きく違うような文字を用いれば、それで見にくくなるということは基本的にはない。夜間に必要な公共サイン等について必要であればデザインや照明について協議をしていくこととなる。

<答申について>

・逗子市景観計画の第5章部分を資料4に置き換えるということに関しては否定的な意見はなかったため、基本的には了承するものとする。委員の方々から出た意見については事務局で精査し、会長と調整のうえ、市長に答申することとする。

4 その他

5 閉会